

会計年度任用職員（施設管理人（牟礼総合センター））登録者募集案内

高松市牟礼総合センターでは、当センターの所管する施設の管理をしていただく会計年度任用職員（施設管理人）の登録者を募集しています。施設管理人として働くことを希望する方は、当センターに施設管理人として登録していただき、業務が発生した場合に、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用する制度です。

1 募集の内容

任用期間	1 会計年度内で 1 週間から 12 か月単位での任用となります。
職務内容	牟礼総合センターの所管する施設の管理業務です。 施設の窓口対応、鍵の管理、環境整備、施設内清掃等に従事します。
応募資格	上記職務内容を遂行する能力があれば、特別な資格はありません。
勤務時間	原則として、施設利用時に勤務していただきます。 【高松市庵治やすらぎ会館（高松市庵治町 6392 番地 14）】 午前 9 時から午後 10 時までの間で別途指示する時間 【高松市牟礼南会館（高松市牟礼町大町 1008 番地 2）】 ・月曜日～土曜日 午前 9 時から午後 10 時までの間で別途指示する時間 ・日曜日 午前 9 時から午後 5 時までの間で別途指示する時間
休 日	休館日（国民の祝日及び年末年始）及び別途指定する日
給 与 等	時給 1,074 円（地域手当相当額含む。）
災害補償	労災保険又は市の非常勤の職員の公務災害補償制度のいずれかが適用されます。
勤務場所	高松市庵治やすらぎ会館、高松市牟礼南会館
休 暇 等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

※ 次の各号のいずれかに該当する人は登録できません。（地方公務員法第 16 条（欠格条項））

- 1 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・外国籍の人も登録できます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は任用されません。

高松市のホームページからも、募集案内、登録申込書をダウンロードできます。

<アドレス>

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/murei.html>

2 申込（登録）から任用まで

①登 録	高松市市民局牟礼総合センター（管理係）に、別添の会計年度任用職員（施設管理人（牟礼総合センター）登録申込書を直接、持参ください。 （郵送等による受付はしていません。月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時の間で、随時受け付けています。） <u>登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。</u> （登録申込書は、任用以外の目的では使用しません。また、行政文書として管理し、適正に破棄します。）
②仕事の御案内	牟礼総合センターで施設管理人を必要とする場合、原則、勤務していただく月の前月の中旬～下旬頃に、登録者の中から選考の上、連絡します。
③承 諾・内 定	内容を検討していただき、都合がよろしければ御承諾ください。採用内定とします。
④採 用	牟礼総合センターの指定する日までに来庁いただき、採用の手続きを行い、任用します。 任用開始当日に指定の勤務場所に出勤してください。また、任用期間の途中で、期間延長をお願いする場合があります。
⑤任用終了後	任用期間終了後は、施設管理人の必要が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。 ※仕事の御案内は、施設管理人の必要の有無、登録された方の働き方の希望や業務への適性等を選考した上で行いますので、必ず御案内させていただくというわけではありませんので、御了承ください。 ※施設管理人の登録後、登録の取消しを希望する場合は、牟礼総合センターに来庁いただくか、電話により連絡してください。 （登録取消し後、再度登録を希望する場合は、もう一度登録申込書の提出が必要です。）

3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、原則として、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

4 登録申込書記入要領

- ① 氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ② 「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ③ 最後の欄には、必ず自筆で署名してください。

問い合わせ先

高松市役所 市民局 牟礼総合センター TEL (087)845-2111